



平成22年(2010年)  
**6/20**  
第1227号

発行：小平市  
編集：健康福祉部  
保険年金課  
〒187-8701  
小平市小川町二丁目  
1333番地  
☎042(341)  
1211(代表)

# 市報 こだいら

**後期高齢者  
医療制度特集号**

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp)

**8月1日  
から**

## 後期高齢者医療制度の 保険証が変わります

### 保険証をお送りします

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成24年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	<b>見本</b>
氏名	広域 花子 女
生年月日	大正10年12月30日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成22年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

8月1日付で被保険者全員の保険証が更新されます。原則として、7月中旬以降に住居登録をしている住所へ簡易書留郵便（郵便局員が直接手渡し）でお送りします。不在の場合、ポストに郵便局からのお知らせが入りますので、郵便局に連絡し、再配達を依頼するか直接郵便局の窓口へ受け取りに行ってください。

なお、郵便局の保管期限を過ぎると、保険証は市へ戻されます。8月になっても保険証が届かない場合は保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。

### 保険証の窓口受け取りを希望する場合

郵便局に転送依頼をしている方や長期不在の方は、郵便で保険証を受け取れない場合があるため、市役所での受け取りも可能です。

市役所での受け取りを希望する方は、6月30日（水）までに、ご相談ください。



### 一部負担金の割合

病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割または3割です。毎年、8月1日に被保険者の前年の所得に基づいて見直されます。

判定基準	負担割合
同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満	1割
被保険者本人または同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得が145万円以上	3割

負担割合が3割と判定された被保険者でも、次のいずれかの基準を満たすときは、申請をして、広域連合の認定を受けることで1割負担になります。

- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合  
→ 収入額 **383万円未満**
- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人と70歳から74歳までの方がいる場合  
→ 合計収入額 **520万円未満**
- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合  
→ 合計収入額 **520万円未満**

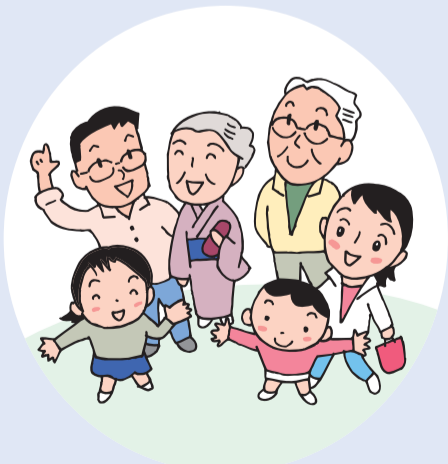
※ここでいう収入とは、所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く）で、必要経費や各種控除を引く前の金額になります。

## 後期高齢者医療制度とは

### 制度の運営

都内すべての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」(広域連合)が運営主体となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などを行います。

一方、市区町村は保険料の徴収や各種申請・届け出の受付などの窓口業務を担うこととなります。



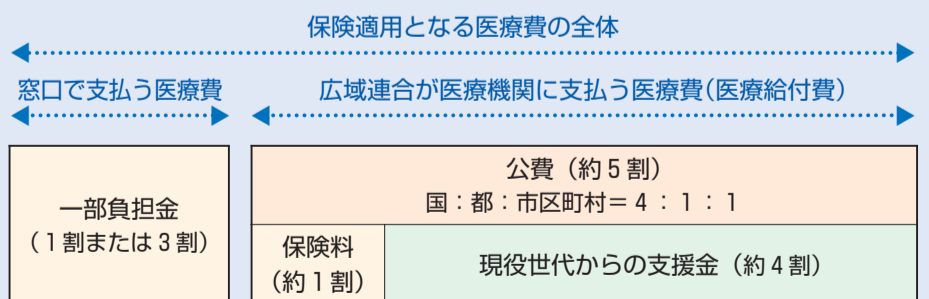
### 加入者

**75歳以上の方** 75歳の誕生日から自動的に対象となりますので、手続きは必要ありません。保険証は75歳の誕生日の前月にお送りします。

**65歳以上で一定の障がいがあると広域連合から認定された方** 障がいの認定を受けようとする方は、障がいの程度がわかるもの（障害者手帳など）を添えて、申請してください。

### 医療給付費とその財源

後期高齢者医療制度における医療給付費の財源は、後期高齢者医療保険料のほか、公費（税）と現役世代からの支援金です。高齢者が安心して医療を受けられる仕組みを、世代を超えて社会全体で支えています。



### 小平市の事業

- 市では、医療給付以外の事業を行っています。
- ①一般健康診査
  - ②人間ドック利用費補助
  - ③保養施設利用費助成
  - ④葬祭費支給
- ※②、③は小平市の独自事業です。

